

工期算定方法について

(1) 適用工事

沖縄県農林水産部が実施する農業農村整備事業、海岸保全整備事業(農地海岸)及び地すべり対策事業について適用する。

(2) 用語の定義

【実工期】

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

【準備期間】

施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。(ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業(足場設置等)は除く)

※「土木工事共通仕様書(工事着手)」の着手は、準備期間内の調査、測量、現場事務所等の設置等の現地での準備作業を含んでいる。

【施工に必要な実日数】

種別・細別毎の日当たり施工量と積算数量、施工の諸条件(施工パーティ数、施工時間など)により算出される実働日数のことをいう。

【不稼働日】

休日(土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇)、降雨日を考慮した作業不能日数をいう。

【月標準稼働日数】

休日(土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇)、降雨日を考慮した月の稼働日数をいう。

【後片付け期間】

施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。

【余裕期間】

契約ごとに、工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で期間を設定。

期間内は、工事に着手してはならない期間であり、受注者は監理技術者・現場代理人等の配置が不要である。工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行う事が出来る。

<参考>

【全体工期(=余裕期間+実工期)】

実工期=準備期間+施工に必要な実日数+不稼働日+後片付け期間

施工に必要な実日数+不稼働日=施工に必要な日数(施工に必要な実日数×30.4÷
月標準稼働日数)

(3) その他

令和4年11月15日付農整第1531号農地農村整備課長通知の別添「土地改良事業等土木
工事における適切な工期設定の考え方」により適切に工期設定を行うこととする。